

歯科技工所 開設等の手引き

秋田市保健所保健総務課

この手引きは、歯科技工士法に基づく歯科技工所の開設等に関して示したものです。

目 次

1	歯科技工所を開設する場合	1
	(1) 歯科技工所の構造設備基準	1
	(2) 歯科技工所開設の届出	2
2	広告の制限	2
3	歯科技工所の開設届出事項に変更を生じた場合	3
4	歯科技工所を休止、廃止又は再開する場合	4
5	その他	4

1 歯科技工所を開設する場合

(1) 歯科技工所の構造設備基準（歯科技工士法施行規則第13条の2）

開設にあたっては下記の事項に適合するようにしてください。

項 目	歯科技工士法施行規則
ア 歯科技工を行うのに必要な設備及び器具等を備えていること。	第13条の2第1号
イ 歯科技工を円滑かつ適切に行うのに支障のないよう設備及び器具等が整備及び配置されており、かつ、清掃及び保守が容易に実施できるものであること。	同条第2号
ウ 手洗設備を有すること。	同条第3号
エ 常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されていること。	同条第4号
オ 安全上及び防火上支障がないよう機器を配置でき、かつ、10㎡以上の面積を有すること。	同条第5号
カ 照明及び換気が適切であること。	同条第6号
キ 床は板張り、コンクリート又はこれらに準ずるものであること。ただし、歯科技工作業の性質上やむを得ないと認められる場合は、この限りでない。	同条第7号
ク 出入口及び窓は、閉鎖できるものであること。	同条第8号
ケ 防じん、防湿、防虫又は防そのための設備を有すること。	同条第9号
コ 廃水及び廃棄物の処理に要する設備及び器具を備えていること。	同条第10号
サ 歯科技工に伴って生じるじんあい又は微生物による汚染を防止するのに必要な構造及び設備を有すること。	同条第11号
シ 歯科技工に使用される原料、材料、中間物等を衛生的かつ安全に貯蔵するために必要な設備を有すること。	同条第12号

※歯科技工を行うために必要な設備及び器具等

- 防音装置 防火装置 消火器 照明設備 空調設備 給排水設備
- 石膏トラップ 空気清浄機 換気扇 技工用実体顕微鏡（マイクロスコープ）
- 電気掃除機 分別ダストボックス 防塵用マスク 模型整理棚 書籍棚
- 救急箱 吸塵装置（室外排気が望ましい） 歯科技工用作業台 薬品保管庫
- 材料保管棚（保管庫）

(2) 歯科技工所開設の届出（歯科技工士法第21条第1項）

歯科技工所開設後の10日以内に届け出てください。開設前に届出することはできません

また、開設届出後に次のア又はイの事項を変更した場合は新規開設となります。現技工所の廃止の届出（4参照）及び開設の届出をしてください。

- ア 開設者自体が変更となった場合
- イ 開設場所を変更した場合

提出書類		留意事項
歯科技工所開設届		副本（控え）をお持ちください。受付印を押して返却します。 開設者氏名にはふりがなを記載してください。 住所は住居表示どおりに記載してください。地名、ビル名、部屋番号等を正確に記入してください。
添付書類	業務に従事する歯科技工士の免許証の写し	免許証原本と照合しますので、原本もお持ちください。
	歯科技工所の平面図	歯科技工室等の寸法及び面積、また主要な設備及び器具の位置を記載してください。
	歯科技工所周辺の見取図	
	業務に従事する歯科技工士の本人確認書類の写し	原本と照合しますので、開設者（法人の場合を除く）及び業務に従事する歯科技工士の本人確認書類原本（運転免許証等）をお持ちください。
	定款又は履歴事項全部証明書	法人の開設の場合のみ必要です。なお、歯科技工所の経営を定款等で認められている必要があります。
	遅延理由書	開設日から10日を過ぎて届け出る場合。様式は任意です。

2 広告の制限（歯科技工士法第26条）

文書その他いかなる方法によるを問わず、歯科技工士法に定められた事項以外は広告することはできません。また、広告可能な事項、その内容は、歯科医師もしくは歯科技工士の技能、経歴もしくは学位に関する事項にわたってはならないとされています。

広告できる事項

- ・ 歯科医師又は歯科技工士である旨
- ・ 歯科技工に従事する歯科医師又は歯科技工士の氏名
- ・ 歯科技工所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- ・ その他都道府県知事の許可を受けた事項

3 歯科技工所の開設届出事項に変更を生じた場合（歯科技工士法第21条第1項）

変更後の10日以内に届け出てください。

なお、開設者自体が変更となった場合又は歯科技工所の開設場所を変更した場合は、新規開設となります。1(2)を参照ください。

提出書類	留意事項
歯科技工所開設届出事項 変更届	控えが必要な場合は副本をお持ちください。受付印を押してお返しします。 開設者氏名にはふりがなを記載してください。 住所は住居表示どおりに記載してください。地名、ビル名、部屋番号等を正確に記入してください。

※変更事項に応じて、以下の書類を添付してください。

変更事項	添付書類	留意事項
歯科技工所の名称	なし	変更届のみ提出してください。
構造設備の概要及び平面図	歯科技工所の平面図（変更前、変更後）	歯科技工室等の寸法及び面積、また主要な設備及び器具の位置を記載してください。
従事者	新たに業務に従事する歯科技工士の免許証の写し	免許証原本と照合しますので、原本もお持ちください。
	新たに業務に従事する歯科技工士の本人確認書類の写し	原本と照合しますので、本人確認書類原本（運転免許証等）もお持ちください。
開設者の住所及び氏名	変更の事実がわかるもの	個人：住民票の写し（個人番号の記載のないもの）等 法人（その名称又は主たる事務所の所在地の変更）：定款又は履歴事項全部証明書
管理者の住所及び氏名	変更の事実がわかるもの	住民票の写しは個人番号の記載のないもの。

4 歯科技工所を休止、廃止又は再開する場合（歯科技工士法第21条第2項）

休止、廃止又は再開後の10日以内に届け出てください。

	提出書類	留意事項
休止・廃止する場合	歯科技工所休止・廃止届	副本（控え）をお持ちください。受付印を押して返却します。 記入にあたっては※を確認してください。
再開する場合	歯科技工所再開届	控えが必要な場合は副本をお持ちください。受付印を押してお返しします。 記入にあたっては※を確認してください。

※1 開設者氏名にはふりがなを記載してください。

※2 住所は住居表示どおり記載してください。地名、ビル名、部屋番号等を正確に記入してください。

5 その他

(1) 歯科技工指示書について

ア 歯科技工指示書の保存義務（歯科技工士法第19条）

イの事項を記載した歯科技工指示書を当該歯科技工が終了した日から起算して2年間保存しなければなりません。

イ 歯科技工指示書の記載事項（歯科技工士法施行規則第12条）

- ・患者の氏名・設計・作成の方法・使用材料・発行の年月日
- ・発行した歯科医師の氏名及び当該歯科医師の勤務する病院又は診療所の所在地
- ・当該指示書による歯科技工が行われる場所が歯科技工所であるときはその名称及び所在地

(2) 「歯科技工所における歯科補てつ物等の作成等及び品質管理指針」について

「歯科技工所における歯科補てつ物等の作成等及び品質管理指針について（通知）」（平成24年10月2日付け医政発1002第4号）を参考に、歯科技工録や手順書を作成し、適切な管理をお願いします。指針は下記URLからダウンロードできます。

(URL) https://www.city.akita.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/031/686/gikoushohinshitukanrishishin.pdf

問い合わせ先

秋田市保健所保健総務課 医務・薬務担当

直通：018-883-1170